



～ 保育施設向け情報誌 ～

保・いっぽ



2025. 夏号
Vol. 2

令和7年度 New 情報誌『保・いっぽ』



☆ おき保

輝きますます!
保育のお仕事。



各研修会の申込書を同封しております!
ご確認ください☆☆☆

沖縄県保育士・保育所総合支援センター
一般社団法人 おきなわこどもサポートチーム

〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室
TEL:098-857-4001 FAX:098-857-4007
開所時間:月～金曜日 9:00～18:00 定休日:土・日・祝祭日
HP:<https://okihoiku.com>



太陽の眩しい季節がやってきました ☆≡

暑さも更に厳しくなりますが、熱中症対策を
しっかり行い、ひんやり冷たいスイカを食べて

暑い夏を元気にお過ごしください ☆≡☆≡☆≡

情報誌『保・いっぽ 夏号』を

お楽しみください ☆≡



もくじ



☆1. 教えて善平先生！～育児時短就業給付金 ～

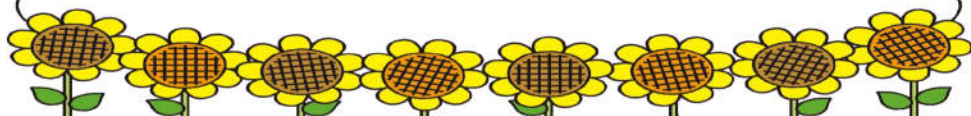
☆2. 労働環境事業から
～第1回集合研修会アンケート結果～

☆3. 監査に役立つ参考資料の紹介 ♪

☆4. ご案内「年次有給休暇」を上手に活用しよう ♪ (厚労省)

☆5. 「沖縄県女性就業・労働相談センター」のご案内 ♪

☆6. 沖縄県熱中症警戒アラート リーフレットのご案内 ♪





園長先生が顧問の善平社労士に、「**育児時短就業給付金**」について確認しています。



園長

「4月から、育児休業から復帰して時短勤務する職員に**給付金**があると聞きましたが、どういったものですか？」

「雇用保険の被保険者で、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たす場合に、「**育児時短就業給付**」の支給を受けることができます。」



善平社労士



園長

「一定の要件とは？」

※「参考資料」に一部参照あります。

「**受給資格の要件**としては、

- ① 2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと。または、育児時短就業開始日前の2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上あること。
無い場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある完全月が12か月あることとされています。」



善平社労士



園長

「育児休業から復帰して、休業前の働き方で契約したのですが、やはり難しいということで、復帰してからしばらくして時短になった場合は対象になりますか？」

「育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、・・・育児時短就業を開始したこと。とは、育児休業終了の翌日の復帰日から育児時短就業を開始する場合に加え、育児就業を終了した日と育児時短就業を開始した日が14日以内の場合を言うそうです。」



善平社労士



園長

「復帰してから3日ぐらいに申出があり、復帰2週目から時短就業に変更したので対象になりそうですね。良かったです。」

それと、4月1日以前から、時短勤務をしている労働者も対象になりますか？」

「**対象になります。但し、**
令和7年4月1日前より育児時短就業をおこなっている労働者については、令和7年4月1日を、育児時短就業を開始した人とみなして要件を審査することになります。
支給要件を満たせば令和7年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。」



善平社労士





「対象ということで安心しました。他の要件も確認します。
他にも、今、育児休業のパート職員から復帰後の働き方について相談があり、本人の希望する時短就業になると、週 20 時間未満の働き方になります。その場合も対象になりますか？」

「時短就業になっても、雇用保険の被保険者であることが条件になりますので、事前に説明されて、再度 復帰後の働き方については検討して頂いた方が良いですね。」

ポイント



善平社労士



「分かりました。」



「支給額も、支給対象月に支払われた賃金額が、
育児時短就業開始賃金月額の 90%以下の場合と 90%超～100%未満の場合、支給限度額を超えた場合で計算されます。」

チェック



善平社労士



「賃金額は、単純にフルタイムから 6 時間勤務への時短を想定していたので、75%以下だと思っていました。
育児休業から復帰後の働き方については、「育児時短就業給付金」の対象になるのかも併せて検討していきたいと思います。」



✿ 担当社労士のご紹介 ✿

特定社会保険労務士



ぜんだいら かつ え
善平 克恵 氏

- ✿ 県内ベンチャー企業支援等の経験の後、
2011 年に社会保険労務士試験合格
2016 年に特定社会保険労務士試験合格
- ✿ 2014 年に「Zen 社労士事務所」を設立
(現在の事務所名:「善平社労士事務所」)
- ✿ 2023 年よりライフ・リテラシー沖縄支部
として県内の学生等を対象に研修実施

労働分野での行政協力で働き方・休み方改善コンサルタントとして3年間従事。
県内企業、団体向けに労務管理研修等を行っています。
保育施設や保育士さんからの「労務管理」・「コミュニケーションの取り方」等についての相談等、当センターの相談ブースを担当、また労働環境改善支援事業の集合研修会や動画配信研修会の講師としても携わっていただいています。

ぜんだいら
✿ 善平先生へのご相談・ご質問は「相談ブース」で受付しております ✿



次のページに続きます





育児時短就業給付金の支給申請手続き(参考資料)



善平社労士

Ⅱ 育児時短就業給付金の支給申請手続

1 手続の概要・流れ

育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が**育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請**を行う必要があります。

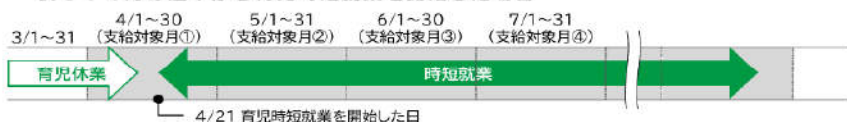
事業主の方が支給申請を行う場合は、育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うこともできます。

育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合(2頁参照)は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。

支給申請は、原則として2つの支給対象月について2か月ごとに行うようにしてください。

- ・ 被保険者の方が希望する場合は、被保険者の方が自ら受給資格確認、支給申請を行うことも可能です。(育児時短就業開始時賃金の届出は、事業主の方が行う必要があります。)
- ・ 被保険者の方が希望する場合は、1つの支給対象月について1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

例6：4月の途中から育児時短就業を開始した場合



手続①：育児時短就業開始時賃金の届出

- <様式>・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- <添付>・賃金証明書に記載した賃金支払基礎日数、賃金支払状況及び育児時短就業を開始した日を確認できる書類(賃金台帳、出勤簿、タイムカード、労働条件通知書等)

手続②：受給資格確認

- <様式>・育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書
- <添付>・育児の事実、出産予定日及び出生日を確認することができる書類・育児時短就業を開始した日を確認できる書類・本来の週所定労働時間を確認できる書類(賃金台帳、出勤簿、タイムカード、労働条件通知書等)

手続③：初回の支給申請

- <様式>・育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書又は・育児時短就業給付金支給申請書
- <添付>・支給対象月における賃金の額及び賃金の支払状況を確認できる書類・支給対象月における短縮後の週所定労働時間を確認できる書類(賃金台帳、出勤簿、タイムカード、労働条件通知書等)

手続④：2回目の支給申請

- <様式>・育児時短就業給付金支給申請書
- <添付>・支給対象月における賃金の額及び賃金の支払状況を確認できる書類・支給対象月における短縮後の週所定労働時間を確認できる書類(変更無い場合は省略可)(賃金台帳、出勤簿、タイムカード、労働条件通知書等)

期限は支給対象月の初日から起算して4か月以内
(例6では、6・7月分について、9月30日まで)

期限は初回の支給申請まで(初回の支給申請と同時に可)
育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について時短就業を開始した場合は、手続①は不要

期限は最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内
(例6では、4・5月分について、7月31日まで)



2. 労働環境事業から ～第1回 集合研修会 アンケート結果～



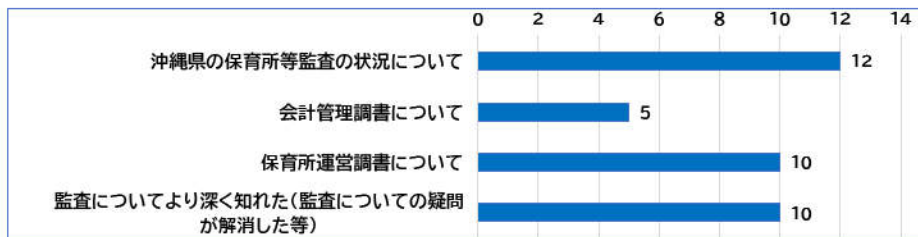
令和7年度 第1回 集合研修会 「私立保育所監査研修会」 7月1日(火)開催

講師: 沖縄県こども未来部 子育て支援課 保育指導班

アンケート回収: 22名 (申込 45名: 当日参加者 25名)



Q、参考になったと思う点はどんなところですか？(複数回答可)



～ 研修についてのご意見感想から ～ いくつかご紹介しします (記述式)

・監査内容について聞けて良かったです。

・今後も対面による研修会を多く設けていただきたいです。

・指摘だけでなく、より良くする機会として監査を捉えられる気持ちになりました。
指摘事項には、背景があると思いますので、そこを鑑み、伴走していただけると心強いです。

・書類作成の負担軽減の見本があると本当に助かります。それがあれば、こんなに軽減して大丈夫？と言われることがないため、何が正解かハッキリすればやり易いです。

・とても参考になりました。ありがとうございます。

・監査が近く、調書作成しているタイミングだったので、とても助かりました。今日学んだことを活かしたいと思います。事務員向けの、処遇改善などの研修会を企画していただけるとありがたいです。

※アンケートは一部抜粋して紹介しています。今回の集合研修会は、動画配信視聴への変更や体調不良により当日のキャンセルもあり少ない人数での研修会開催になりました。

参加された施設の皆様、ありがとうございました。

次回、「保・いっぽ」秋号では、動画配信研修会のアンケート結果から一部抜粋してご紹介致します。



3. 監査に役立つ参考資料の紹介♪



監査に役立つ情報！是非、活用下さい♪



＜社会福祉法人等指導監査参考図書＞



社会福祉法人法令ハンドブック
指導監査編 第2版 指導監査の
ためのガイドライン・通知・Q&A
出版：中央法規出版株式会社



保育所運営
ハンドブック 令和6年度版
出版：中央法規出版株式会社



認定こども園運営
ハンドブック 令和6年度版
出版：中央法規出版株式会社



改正社会福祉法対応の
ための規定集 第2弾
出版：(社)東京都社会福祉協議会



令和5年10月改訂
保育所・認定こども園のための会計基準
省令と貸金運用ルールの実務ガイド
出版：実務出版株式会社

4. ご案内「年次有給休暇」を上手に活用しよう！（厚労省）

夏季における「年次有給休暇の取得促進」について

- ・年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう！
～事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます～
- ・時間単位の年次有給休暇を活用しましょう！
～労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方に役立ちます～

柔軟な働き方・休み方に役立つ年次有給休暇の活用などが効果的！



※年次有給休暇の付与は原則1日単位
ですが労使協定を結べば、年5日の範囲内で、
時間単位の取得が可能となります。
特設サイトをご確認ください。

夏季における年次有給休暇特設サイト



5. 「沖縄県女性就業・労働相談センター」のご案内♪



沖縄県商工労働部労働政策課 委託のセンターです！



労働相談や研修会、
労働関係セミナーなど
さまざまな取り組みを
行っております☆
ぜひご活用ください！

同封しています！／ 詳細は申込書をご確認ください。

8/24(木) 開催：ハラスメントについて

9/11(木) 開催：在職者向け子育て・介護について

10/3(金) 開催：改正育児・介護休業法

⚠ 研修会申込み書在中！※複数あり



相談 できます



働く女性応援事業（無料相談）

〈対面相談申込み〉Tel 098-863-1788

〈電話相談専用〉Tel 0120-633-993

労働相談事業（無料相談）

〈対面相談申込み〉Tel 098-941-4750

〈電話相談専用〉Tel 0120-610-223

6. 沖縄県熱中症警戒アラート リーフレットのご案内♪

熱中症は“天気情報”と“こえかけ”で防ぐ！

注意



同封しています！



★ 沖縄県熱中症情報は沖縄県
HP から確認できます ★



こまめな水分補給
炎天下を避けよう
風通しを良く
健康管理！

沖縄県医療介護部地域保健課



“保・いっぽ”夏号 はいかがでしたでしょうか！
ご意見・ご感想がございましたらお聞かせください。
一般社団法人 おきなわこどもサポートチーム
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007
URL <https://okihoiku.com> (担当：城間)

